# 外国人雇用~特定技能の現在と未来~

### 日本旅館協会、労務委員会の調査、資料から

宿泊業界の慢性的な課題となっている人材不足を解決するための有力な方策の一つが外国人の雇用。少子化に加え 若者を中心とする観光業界離れが進行する中、その必要性がますます高まっている。今回は旅館の外国人雇用の現状 と、特定技能を取り巻く環境と近しい将来展望について、日本旅館協会の労務委員会委員長の山口敦史氏(ほほえみ の宿 滝の湯く山形県・天童温泉>)の講演と同委員会の資料をもとに紹介、報告する。

### ②特定技能による外国人材の活用

### 特定技能で広がる労働の幅

### ■ 宿泊分野においては、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストラン サービス等の宿泊サービスの提供に係る業務に従事する者を受け入れることとしていることから、試験等で立証された能力を用いてこれらの業務に幅広く従事する者を受け入れることとしていることから、試験等で立証された能力を用いてこれらの業務に幅広く従事する必要が あります。ただし、職場の状況に応じて、例えば、<u>許可された在留期間全体の中の</u> 部の期間においてフロント係に配置されるなど、特定の業務のみに従事することも差 し支えありません。 また、分野別連用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。 ● なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます(注) ・旅館、ホテルの施設内の土産物等売店における販売業務 備品の点検・交換業務 食器洗浄・ベッドメイク・容室清掃 など (注)専ら関連業務に従事することは認められません。(2~3時間程度)

### 調理人は 「外食業」の特定技能で 雇用可能

#### 資料7

資料6

調理人について

宿泊業の特定技能や技能実習、技人国ビザでは、調理場で日本食を調理する ことは<u>認められていません!</u> ※技能ビザで一部外国料理の就労は認められている ※当該技能について10年以上の実務経験を有する者

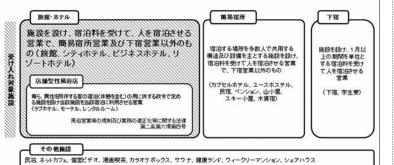


外食業の特定技能で雇入れ可能 業務内容:飲食物調理,接客,店舗管理

#### 資料4

#### 特定技能の受け入れ対象施設

○旅館業法第二条で定める旅館業とは、「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」「下宿営業」である。 ○特定技能の対象は「旅館・ホテル営業」の施設の内、風営法で定める店舗型性風俗店を除いた施設とする。



#### 資料5

#### 特定技能の宿泊分野における外国人受け入れ内容

1、外国人材の受け入れ要件

● 受け入れ業種で適切に働くために必要な知識・技能及び日本語能力を有していることを、宿泊業技能 試験センターが国内外で実施する特定技能試験及び日本語能力試験により確認 (日本語能力については、N4以上)

2、外国人材の業務内容

● フロント、接客、レストラン等の対面業務、企画・広報業務を中心的な業務とする



資料12

資料13

費用·給料

費用について

給料について

訴えた。

それぞれの役割

【接客業務】 館内案内 緊急時等における誘導の お客様からの問い合わせ対応等

送り出し機関・・・・・海外における外国人材の斡旋、トレーニング

必ず確認してください)

(有料職業紹介のライセンスを取得していることを

支援計画策定、事前ガイダンス、生活に関する支援 生活オリエンテーション、日々のサポート、

作成(行政書士が登録支援機関を兼務しているとこ

優良な登録支援機関や監理団体の紹介 等々

送り出し機関へ・・・・・・・・・1~2ヶ月分の給料

・ 有料職業紹介所等へ・・・・・・20万~50万円

ビザ申請手数料(行政書士等)・・・・ 8万~15万円

例)ミャンマーは2023年4月現在月給17万円が下限

支援のあり方について、山口氏は「前提として特

定技能制度は『転職が自由』。金銭面のみならず、

仕事の中身や生活環境によっては、せっかく雇用し

ても転職される可能性がある」ことを前提として、

「外国人労働者が仕事に誇りと生きがいを持ち、充

実した生活を送れるための支援が不可欠である」と

山口氏は、「登録支援機関は非常に重要」とした

上で、さまざまな課題を解決するためには「地域に

根ざした、より身近な登録支援機関が必要」と主張。

「観光協会やDMO、DMCでぜひ登録支援機関を

作ってほしい。地域全体で外国人をサポートするこ

とで離職率が格段に下がる」と述べた。

登録支援機関支援料(月額)・・・・・1~3万円

・ 新卒2年目の社員と同等以上の給料が必要

※国によって最低賃金が決まっている場合がある

苦情への対応、行政への報告 等々

行政書士……ビザ申請(在留資格認定申請)のための各種書類

登録支援機関・・・国内・海外における外国人材の斡旋

ろもある)

紹介料(かかる場合がある)

「地域全体での支援を」

日本旅館協会・・・マッチング会の開催

【レストランサービス業務】 ・注文への応対やサービス (配膳・片付け)・料理の下ごしらえ、盛り つけ等の業務

※1 これらの 業務を「マルチタスク」で 担当すること ※2.原則、日本人スタッフと同様の業務をすること(関連業務についても同様)

### ①外国人雇用の現状と技人国について

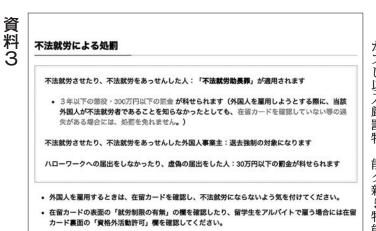
### 資料2 資料1 外国人を雇用したいと思いますか? 20% どのような就労ビザで雇用したいですか? 技能実習

外国人を雇用していますか? 就労ビザの種類ごとの雇用割合を教えてください。 技術人文知識国際掌導 (108施設 技能実習 (41施設) (36施設) (16施設

「外国人を雇用したいか」の問いには、72.7%が 「はい」と回答。「どのような就労ビザで雇用したい か」の問いには、特定技能が最多で50.8%、次いで技 能実習が45.2%、技人国が41.5%で続く=資料2。

技人国を雇用している施設が最多であったものの、 雇用したい就労ビザの種類では特定技能が最多となっ た。

同委員会が会員向けに実施したアンケートによる と、現在外国人を雇用している施設は50.1%(171施 設) で半数に及び、就労ビザ種類ごとの雇用割合では 技術人文知識国際業務(以降「技人国」)が最も多く 63.2%、108施設)、次いで技能実習(27.5%、47施 設)、特定技能(24.0%、41施設)となっている(山 口氏いわく、「北海道の施設の回答が多かったため、 北海道では比較的技人国の雇用が盛んである」と分析 している) =資料1。



技人国について… 外国人が就労前にどのようなスキルを持っているか が重要。例えば、「大学で日本語を学び、高い日本語スキルを生かして技人国を取得した」場合は、原則と して通訳としての就業が要求される。当該人材が通訳 以外の業務を行うと不法就労となる。山口氏は「最近、 入国管理局の技人国の労働状況に対する管理、監視が 厳しくなってきている」と述べ、「不法就労による処 罰は非常に重いので=資料3=、技人国の雇用時には 特に気を付けてほしい」と呼び掛けた。

山口氏はかつて自館の技人国採用スタッフに特定技能へのビザ変更を打診したことがあり、その際に同ス タッフが辞職してしまった事例を挙げ、 新すればいつまでも働けるが、特定技能は現状で最長 5年。また、技人国は家族を日本に連れて来られるが 特定技能ではできない。技人国取得者にとって特定技 能へのビザ変更はランクダウンという印象を持つよう だ」と分析している。

どうすれば特定技能外国人を雇用できるか

試験合格者とのマッチング

雇用契約締結

支援計画の策定

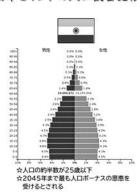
在留資格認定申請

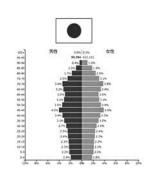
### ④外国人雇用の今後

宿泊業の特定技能2号分類で開ける可能性

### 資料14

送り出し機関(インド) 日本とインドの人口割合比較





今後の外国人材の展望として、山口氏は「人口増加が 向こう20年ほど続き、人材を他国へと送り出す政策にも 注力しているインドに注目している」という。特に北東 インドの人材については①物価が日本の20分の1程度な ので、日本に来て賃金のために一生懸命労働してくれる ②奇麗な英語を話せる③ヒンディー語と日本語の語順が 同じで、日本語習得の速度が早い一などのメリットを有 している。山口氏が紹介した現地での日本語学習者の動 画でも、わずか3カ月ほど日本語を学習した女子学生が 日本語を流暢に話していた。山口氏は「この女の子だけ ではなく、みんな同じレベルの日本語がわずか数カ月で 話せている。そして英語も話せる。人材不足だけでなく 日本国内でのインバウンド対応におけるおもてなし向上 にも寄与する」と展望する。

山口氏は今年7月後半に、全国旅館ホテル生活衛生同 業組合連合会、日本ホテル協会、全日本ホテル連盟、日 本旅館協会が連携し、インドから複数の送り出し機関を 招き、宿泊事業者対象のセミナーを開催予定であること を明かした。同セミナーで現地の送り出し機関とマッチ ングすれば、インド人材の受け入れが可能になる。

併せて山口氏は、特定技能総合サイト(https://www.ssw .go.jp) の活用も呼び掛けた。

### 宿泊業が特定技能2号になると

山口氏は、昨今国会等で議論されている「特定技能2 号の対象拡大」についても言及。現状では宿泊業は特定技能1号に分類されており、2号になると①就労期間 (最長5年)の制限がなくなる②家族(配偶者と子供) の帯同が可能となる③登録支援機関等にかかる費用な ど、さまざまな支援に関する費用が不要となる一などの メリットが生まれ、「これまで技人国ビザからの変更を 拒否していた高度人材が特定技能2号に切り替えてくれ る可能性が高くなる」と山口氏は期待する。また、「技 人国から特定技能2号となることで、通訳業務のみなどの制限がなくなり、コンプライアンスの意味でも健全に なる」との希望も抱いている。

### ③特定技能外国人の雇用や注意点

### 特定技能制度

資料10

- 在留資格申請のために必要な書類 <合格証明書発行手続>

  申請人は受け入れ機関の正式名称と法人番号、受け入れ機関は申請人の受験番
- (ローマ字表記)を宿泊業技能試験センターにそれぞれ送る ・ 受け入れ機関に合格証明書が送付される
  ・ 受け入れ機関に合格証明書が送付される

- <受け入れ機関> ・ 会社の謄本(全部事項証明書)
- 決算書 ·法人税申告書別表1(直近2年分)
- 法人税の納税証明書 ・法人税の市町村民税納税証明書 社会保険の「未納なし証明」と社会保険料の月々の領収書24ヶ月分 労働保険料の「未納なし証明」=「労働保険料等納付証明書」
- 労働保険料の領収書の写し(直近1年分)・労働保険の申告書 決算期債務超過がある場合税理士から来期の債務超過の説明文及び署名を添付
- 特定技能1号に直接関与する役員の住民票 ・営業許可証 ー年単位の変形労働制採用の場合は、労基署へ届けた協定書と年間カレンダー

### 資料11

### 入国後から就労まで(国内・海外共通)

- 入国する空港への出迎え(海外からの就労のみ)
- 生活に関する支援
- 役所への届出支援、銀行口座の作成支援
- スマホ契約支援、住居確保(事前に確保)
- ガス電気等ライフライン契約の支援 生活オリエンテーションの実施

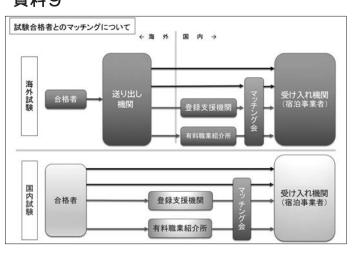
※これらは、受け入れ機関(宿泊施設)が実施するか、 登録支援機関に委託している場合は登録支援機関が 実施する

## 海外試験は現在まで、ミャンマー、ネパール、イ 「受験者、合格者ともにまだ少ないものの、今後も となっている。特定技能は採用人材を5年間支援す ている」との方針を明かした。

の労働を希望する傾向がある」という。山口氏の自 館が位置するエリアも含め、「海外試験合格者をい かに地方部の宿泊事業者とつなげていくかが協会と しての大きな使命である」と述べた。
オ

### 資料9

資料8



同協会には外国人求人情報のページ(https://www. ryokan.or.jp/top/recruit/) があり、外国人人材の採用 を希望する事業者は、事務局に連絡して同ページに 登録してもらい、ページを閲覧して就職を希望する 外国人について登録支援機関が当該施設に紹介する 仕組みが採用されている。

書類の用意等の作業は、「たくさん用意しなけれ ばならず、最初は大変」(山口氏)で、行政書士な どに作成を依頼するのが無難であるが、「2、3度 やってみると、自分たちでできるようになる。後々 は出入国在留管理庁から資料をダウンロードし、書 類作成の作業を内製化できれば費用が掛からずに済 む」という。

入国後について、空港への出迎えや生活関連の支 援など、就労までの各作業を普段の通常業務以外に 担う余裕がない施設は多い。これらの作業全てを登 録支援機関に委託する契約を締結するのが業務増を 避ける一案である。

ンドネシア、フィリピンの4カ国で実施している。 同様の試験を実施していきたい」(山口氏)として いる。原則として、受け入れ機関(宿泊事業者)が 送り出し機関と結び付いていれば直接雇用も可能だ が、大半は日本国内の登録支援機関、有料職業紹介 所から外国人材を紹介してもらう方法が最も一般的 ることが前提となり、個別で支援するのが難しいこ とがその背景にある。山口氏は「日本旅館協会と労 務委員会が、安全な登録支援機関について調査し、 リストアップして会員に対して紹介する準備を進め

山口氏によると、「国内試験の合格者は都市圏で